

浄化槽

法定検査

のおしらせ

〔浄化槽法第7条 設置後等の水質検査〕

浄化槽を設置された皆さんへ

今回の検査は『浄化槽法第7条検査』といい全ての設置された浄化槽について使用開始後、一定期間に

- ① 工事後の状態はよいか？
- ② 正常に稼動してその機能を発揮しているか？

などを一般社団法人 大阪府環境水質指導協会の検査員が検査します。

もし、検査の結果、問題点があったときは関係者に通知し、必要な改善措置をとります。

※料金は浄化槽設置申請時に納入されていますので不要です。

※日頃の専門業者による保守点検・清掃とは別です。

検査の内容は

外観検査

浄化槽に異常な箇所がないか調べます。
設置状況、設備の稼動状況、水の流れ方の状況、
使用の状況、悪臭の発生状況、消毒の実施状況など。

水質検査

水質検査により正常に機能を発揮しているかを調べます。
水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素濃度 (DO)、
残留塩素濃度、透視度、生物化学的酸素要求量
(BOD) など。

書類検査

浄化槽設計書または保守点検記録等から、
設計どおりに設置されているか、又、
設置後の保守点検が適正に行われているかを調べます。



検査結果は

上記の検査結果を総合的に判断したうえで、所見をつけてお知らせします。

浄化槽設置者(使用者)の守らなければならないこと。

保守点検 を行なって下さい。

「保守点検」は保守点検業の登録を受けた専門業者に委託して下さい。

清掃 を行なって下さい。

「清掃」は清掃の許可を受けた清掃業者に委託して下さい。

上記のほかに、浄化槽法第11条の「定期検査」の受検が義務づけられています。

浄化槽は正しく使いましょう。

浄化槽の使用にあたっては、次のことに注意して下さい。



※合併浄化槽はトイレと併せて生活排水も処理します。

関連法規

※「浄化槽法」抜粋

第七 条 (設置後等の水質検査)

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、(中略)指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第十 条 (浄化槽管理者の義務)

浄化槽管理者は、(中略)浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

第十一 条 (定期検査)

浄化槽管理者は、(中略)毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

お問い合わせは… 大阪府知事指定検査機関

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会

〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3

TEL (072)257-3531 FAX (072)257-3605

HP <http://www009.upp.so-net.ne.jp/suishitsu/>